（（介護予防）通所リハビリテーション）

|  |
| --- |
| この運営規程（例）は、一例であり、記載の方法や内容については、事業所の運営方針等を考慮して作成してください。　作成に当たっては、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号）」（以下「金沢市条例」という。）及び「金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日金沢市条例第47号）」その他関係法令に定める内容を遵守してください。なお、備考に「必須項目」と記載されている項目は、金沢市条例において運営規程への記載が義務付けられています。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程（例） | 備考※［　］内は金沢市条例 |
| （事業の目的）第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する△△△病院（診療所）（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）通所リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供することを目的とする。　（運営の方針）第２条　指定通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。２　指定介護予防通所リハビリテーションの事業は、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。３　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。４　指定通所リハビリテーションにおいては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。５　事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。６　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。７　指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。８　前７項のほか、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日金沢市条例第46号）」、「金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日金沢市条例第47号）」その他関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。（事業の運営）第３条　指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。２　事業者の役員及び事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員であってはならないものとする。（事業所の名称等）第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。(1) 名　称　　△△△病院（診療所）(2) 所在地　　石川県金沢市○○町○丁目○番○号□ビル○階（従業者の職種、員数及び職務の内容）第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（1）管理者　　　１人（常勤職員）管理者は、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。（2）（介護予防）通所リハビリテーション従業者① 医師　　　　○人以上② 理学療法士　〇人以上③ 作業療法士　〇人以上④ 言語聴覚士　〇人以上理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図り日常生活の自立に資するよう適切なリハビリテーション、指導を行う。⑤ 看護職員　　〇人以上看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。⑥ 介護職員　　〇人以上介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。（営業日及び営業時間）第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。(1) 営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、○月○日から○月○日までを除く。(2) 営業時間　午前〇時～午後〇時までとする。(3) サービス提供時間　午前○時～午後○時　△時間 (4) 延長サービス可能時間帯　提供前　○時～○時　提供後　○時～○時（指定（介護予防）通所リハビリテーションの利用定員）第７条　事業所の利用定員は、次のとおりとする。１単位目○人、２単位目○人（指定（介護予防）通所リハビリテーションの内容）第８条　指定（介護予防）通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。(1)（介護予防）通所リハビリテーション計画の作成① 機能訓練② 入浴（一般浴）③ 食事の提供④ 健康チェック⑤ 送迎⑥ 延長サービス　　等(2) （介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供（利用料等）第９条　指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額**の支払いを受けるものとする。２　指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額**の支払いを受けるものとする。３　法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）通所リハビリテーションに係る利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年２月10日厚生労働省告示第19号）」又は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年３月14日厚生労働省告示第127号）によるものとし、法定代理受領サービスの利用料との間に不合理な差額が生じないようにするものとする。４　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道○○円を徴収する。５　食事の提供に要する費用については、一食○○円を徴収する。６　おむつ代については、一枚○○円を徴収する。７　その他、指定（介護予防）通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用については実費を徴収する。８　前７項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。９　指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。10　法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。（通常の事業の実施地域）第10条　通常の事業の実施地域は、金沢市、○○市、○○町の区域とする。（サービス利用に当たっての留意事項）第11条　利用者は指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定（介護予防）通所リハビリテーション従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。（緊急時等における対応方法）第12条　従業者は、指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。２　事業者は、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。３　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録するものとする。４　事業者は、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。（非常災害対策）第13条　事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、定期的に従業者に周知するものとする。２　事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年○回行うものとする。３　事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。４　事業者は、第２項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。５　事業者は、第２項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。６　事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。（衛生管理等）第14条　事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。２　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。（苦情処理）第15条　事業者は、指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。２　事業者は、提供した指定（介護予防）通所リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　事業者は、提供した指定（介護予防）通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。（個人情報の保護）第16条　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。２　事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めておくものとする。３　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておくものとする。（虐待防止に関する事項）第17条　事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。(4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。（業務継続計画の策定等）第18条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（地域との連携等）第19条　事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。２　事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を行うよう努めるものとする。（その他運営に関する留意事項）第20条　事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。また、全ての（介護予防）通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。(1) 採用時研修　採用後〇ヵ月以内(2) 継続研修　　年〇回２　事業者は、適切な指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。３　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。４　事業者は、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。(1) （介護予防）通所リハビリテーション計画(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録(3) 市町村への通知に係る記録(4) 苦情の内容等の記録(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。附　則この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。 | ・「＊＊＊」は、申請者名（法人名）を、「△△△」は、事業所(病院または診療所等)の名称を記載してください。・第１条は必須項目です。条文の内容は参考例です。［第144条第１項(1)］・第２条は必須項目です。条文の内容は参考例です。［第144条第１項(1)］・虐待の防止等の研修については、金沢市の独自基準により実施が義務付けられています。責任者の設置については、義務付けの適用に当たっては令和６年３月31日までの経過措置期間が設けられているため、事業所の実情に応じ、定めておくよう努めてください。・第３条第２項は、金沢市の独自基準です。・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。・第５条は必須項目です。［第144条第１項（2）］・従業者の「員数」は、配置基準を満たす範囲において「○人以上」と記載しても差し支えありません。・管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができます。・その他、栄養職員、歯科職員、事務職員等を配置する場合は記載してください。また、記載する場合は、併せて「勤務形態一覧表」にも記載してください。・第６条は必須項目です。［第144条第１項(3)］・営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を,サービス提供時間は利用者にサービス提供可能な時間帯を記載してください。・７時間以上８時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合に、その可能時間帯を記載してください。・第７条は必須項目です。［第144条第１項（4）］・第８条は必須項目です。［第144条第１項（5）］入浴サービス及び食事サービスの有無等のサービス内容を記載してください。・(6)については、延長サービスを行う場合に限り、記載してください。・第９条は必須項目です。［第144条第１項（5）］・送迎費の徴収は、実費の範囲で設定してください。（徴収しない場合は記載不要です。）・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。・第10条は必須項目です。［第144条第１項（6）］・原則として、市町村単位で設定して下さい。市町村内で詳細に分ける場合は、客観的に区域が特定できるように定めてください。・第11条は必須項目です。［第144条第１項（7）］・利用者が指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項について記載してください。・第13条は必須項目です。［第144条第１項（9）］第13条は金沢市の上乗せ基準です。・非常災害訓練等を定期的に行う回数を記載してください。・第14条第２項について、義務付けの適用に当たっては、令和６年３月31日までの経過措置期間が設けられていますが、事業所の実情に応じ、定めておくよう努めてください。・第17条は必須項目です。［第144条第１項（9)］・金沢市の独自基準により、(3)従業者に対する研修の実施が義務付けられています。その他の事項については、義務付けの適用に当たっては令和６年３月31日までの経過措置期間が設けられているため、事業所の実情に応じ、定めておくよう努めてください。・第18条各項について、義務付けの適用に当たっては、令和６年３月31日までの経過措置期間が設けられていますが、事業所の実情に応じ、定めておくよう努めてください。・第19条第２項については、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合に限り、記載してください。・第20条は、必須項目です。［第144条第１項(10）］事業所の実情に応じて記載してください。・第20条の認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関しての義務付けの適用に当たっては、令和６年３月31日までの経過措置期間が設けられていますが、事業所の実情に応じ、定めておくよう努めてください。・記録の保存年限は、金沢市の条例により５年間と定められています。・「＊＊＊」は、申請者名（法人名）を記載してください。 |